

地域主権戦略会議の設置について

平成21年11月17日閣議決定

平成22年 1月 8日一部改正

平成22年10月 8日一部改正

- 1 地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に地域主権戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
議長：内閣総理大臣
副議長：内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
構成員：総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
国家戦略担当大臣
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
その他内閣総理大臣が指名する国務大臣
内閣総理大臣が指名する有識者
- 3 関係府省は、会議に対し、関係資料の提出等必要な協力を行うものとする。
- 4 会議の事務は、内閣府設置法第4条第1項の規定に基づき、内閣府が行う。
- 5 議長は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門員を委嘱することができる。
- 6 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

地域主権戦略大綱（厚生労働省関係抜粋）

〔平成22年6月22日
閣議決定〕

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

1 取組の意義等

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在する現状にある。地域主権改革を進めるためには、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進めることにより、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。こうした取組を通じて、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指すものである。

2 これまでの取組と当面の具体的措置

（1）義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関する勧告

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大については、平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会において調査審議が行われ、その第2次勧告（平成20年12月）において、自治事務のうち義務付け・枠付けの見直しを行う必要があるものが条項単位で整理された。また、第2次勧告で見直す必要があるとされた義務付け・枠付けのうち、特に問題があるとされた「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」について、その具体的な見直し措置等が第3次勧告（平成21年10月）において提示された。

（2）これまでの取組

政府としては、地域主権改革を実現する上で、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は大きな意義を有することにかんがみ、第3次勧告を受け、同勧告が最大限実現されるよう内閣を挙げて速やかに取り組むこととし、平成21年10月以降、政府内での具体的な見直し検討作業を本格的に進めた。スピード感をもって改革に取り組むため、第3次勧告に盛り込まれた義務付け・枠付けのうち、まずは地方公共団体から要望のあった事項を中心に地方分権改革推進計画を策定し、平成21年12月15日に閣議決定した（第1次見直し（63項目、121条項））。

この地方分権改革推進計画に基づき「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」等を第174回国会に提出した。

（3）当面の具体的措置

地方分権改革推進計画の策定後も、第3次勧告で示された見直し対象のうち、当該計画策定の際に見直しの対象とされたもの以外の義務付け・枠付けについて、地域主権戦略会議の場においても議論を重ねるなど、引き続き見直しを進めてきた結果、具体的な見直し措置について結論を得た（第2次見直し（308項目、528条項））。

この第2次見直しにおいては、別紙1に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、これらの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する。

3 今後の課題と進め方

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が決定し地方公共団体に義務付けてきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し実施するように改めることが必要となる。こうした地方公共団体の取組の内容こそが、地域主権改革の真の意味での実現を左右するものである。地方公共団体は、地域主権改革の趣旨を踏まえ、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定や、適切な施策等を講じなければならない。これによって改革の成果を国民・住民に示すことが求められている。

政府においては、地域主権改革の更なる進展のため、第3次勧告の実現に向けて引き続き検討を行う。また、第2次勧告において見直す必要があるものとされた義務付け・枠付けのうち、第3次勧告で取り上げた事項以外のものについても見直しを進めていくこととする。とりわけ第2次勧告において取り上げられた膨大な事項については、具体的に講ずべき措置の方針等を今後検討・整理した上で、見直しに向けて真摯に取り組んでいくこととする。見直しを進めるに当たっては、地方公共団体の意見も十分聞いた上で、計画的に着実に取り組んでいく。

第3 基礎自治体への権限移譲

1 基本的な考え方

主権者たる国民が、自らの住む地域のことは自らの責任で決定できる、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを、地域主権改革は目指している。この改革においては、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。

いわゆる「平成の合併」により、全国的に市町村合併が進展し、市町村数は3,232（平成11年3月末）から1,727（平成22年3月末）となった。これによって、市町村では行政規模や能力の拡充が図られ、地域の将来を見据えた様々な特色ある取組が行われるとともに、行政運営の効率化の取組も進められている。また、「条例による事務処理特例制度」の活用も進んでおり、基礎自治体が現行法の想定を上回る行政能力とともに、地域主権型社会の担い手たらんとする意欲をも併せ持っていることを示している。

以上を踏まえ、都道府県と市町村の間の事務配分を「補完性の原則」に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担うこととする。

2 具体的な措置

平成20年5月に地方分権改革推進委員会が提出した第1次勧告では、基礎自治体優先という基本原則の下で行政分野横断的な見直しを行うとの基本認識に立って、権限移譲を行うべき事務について勧告がなされた。

今般、上記1の考え方の下、第1次勧告に掲げられた事務について、内閣を挙げて検討を行い、権限移譲等を行う事務について結論を得た（68項目、251条項）。今後、別紙2に掲げる事務に関し必要な法制上その他の措置を講じることとし、法律の改正により措置すべき事務については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する。

3 円滑な権限移譲の実現に向けて

（1）基礎自治体の取組

本大綱で移譲を決定する事務は、多数に上るが、その円滑な移譲を実現するためには、まずは権限の移譲を受ける基礎自治体自身の主体的な取組が必要である。

また、移譲される事務と、従来から処理している事務とを一体的かつ総合的に行うことによって、その相乗効果を発揮できるようにすることなどを通じ、地域住民が地域主権改革の意義や権限移譲の効果について、より強く実感できるようにすることも重要である。

なお、それぞれの基礎自治体が、自らの置かれた現状や今後の動向等を十分に踏まえつつ、行政機関等の共同設置や、近隣自治体との一部事務組合や広域連合の設置、事務委託制度の活用など、必要に応じた自治体間連携を図っていくことも考えられる。

(2) 国及び都道府県の取組

国及び都道府県においても、円滑な権限移譲に向けて所要の取組を行うことが必要である。

国は、権限の移譲に伴い、適切に既存の財源措置を見直し、市町村に対して、地方交付税や国庫補助負担金などに関し確実な財源措置を行うこととする。また、所管府省から都道府県及び市町村に対し、移譲事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、市町村からの照会や相談に適切に対応していく。

また、都道府県においては、庁内及び市町村との間での推進体制の構築を始めとする環境整備や、円滑な引継や研修、職員の派遣、自治体間連携の具体的手法の周知・助言を行うなどの役割を果たすことが期待される。そのため、国は、都道府県に対して、これらの必要な支援に努めるよう要請する。

4 今後の取組

まずは本大綱で決定した事務の移譲に万全を期すとともに、地域主権改革を更に推進する観点から、今後も継続的に基礎自治体への権限移譲を行っていく。今回、多くの権限移譲を実現することとしたところであるが、なお第1次勧告に掲げられた条項の半数近くが残されている。今後とも、これらの移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。

また、地方からの新たな提言や、条例による事務処理特例制度の活用状況等も踏まえ、基礎自治体への法令による一層の権限移譲について検討を行う。

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

1 改革に取り組む基本姿勢

（1）改革の理念

国の出先機関について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるといふ「補完性の原則」の下、①国民・住民にとっての国・地方の役割分担の最適化、②国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化・効率化、③ガバナンスの確保の三つの観点を踏まえ、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。

（2）実効性の確保

こうした理念の下での改革の実を挙げるため、改革の工程を明らかにし、実効に向けて必要となる種々の条件整備、新たな枠組みやルールを検討・具体化に早急に着手し、可能なものから、逐次、柔軟かつ段階的に実現していく。

2 改革の枠組み

（1）進め方の基本

国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直すこととし、地方自治体側を始め制度の利用者など広く関係各方面の意見等をも踏まえつつ、国と地方の役割分担の見直しに伴う事務・権限の地方自治体への移譲等を進めた上で、それに伴う組織の廃止・整理・合理化等の結論を得る。

（2）国と地方の役割分担の考え方

「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、国は、国が本来果たすべき役割（地方自治法第1条の2第2項）を重点的に担うこととなるよう、現行の国と地方の役割分担を見直す。

（3）個々の事務・権限の取扱い

国の出先機関の事務・権限については、国と地方の役割分担の考え方を踏まえ、「補完性の原則」に基づき、その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合（注）を除き、地方自治体に移譲することとし、地方の発意による選択的实施や広域的実施体制の整備状況をも考慮の上、地方自治体へ移譲するものや国に残すものなどの類型に区分した整理（「事務・権限仕分け」）を行う。

その際、地域主権改革に資するものであるかどうかの観点から、①国民・住民のニ

ーズや利便性、②地方の自主性・自立性の発揮、③地方自治体による総合行政の確立を総合的に勘案するものとする。

(注)「事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合」については、以下に掲げるものなど真にやむを得ないものに限定する。

- ① 複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの
- ② 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じるもの
- ③ 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
- ④ 事務・権限の的確な執行体制（人材、予算、知見の集積等）の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量等が微少であることにより、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ないもの

(4) 財源・人員の取扱い

(財源の取扱い)

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(人員の移管等の取扱い)

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）

(5) 柔軟な取組み

(地方の発意による選択的实施)

事務・権限の地方移譲の実効性を確保する観点から、事務・権限の特性にも留意しつつ、全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的实施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。

(広域的实施体制)

その際、都道府県や市町村の単位を前提とするもののみならず、広域性を有する事務・権限の地方移譲を推進し、その実効性を確保する観点から、関係する自治体間の意思決定や責任の所在の明確化にも留意しつつ、自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的实施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。

(6) 今後の改革の進め方

(事務・権限仕分けの進め方)

上記2の(3)の「個々の事務・権限の取扱い」に沿って、以下により、事務・権限仕分けを行う。

- ① 各府省は、地方自治体側の意見・要望等をも踏まえつつ、自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」)を行い、その結果を本年8月末までに地域主権戦略会議に報告する。
- ② 地域主権戦略会議は、当該「自己仕分け」の内容について精査を行い、地域主権戦略会議としての事務・権限仕分けを行う。
- ③ 事務・権限仕分けの区分については、次に掲げるパターンを基本とする。
 - A 地方自治体へ移譲するもの
 - a 全国一律・一斉に移譲するもの
 - b 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの
 - ① 現行の行政区域を前提とするもの
 - ② 都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの
 - B 個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの
 - ① 現行の行政区域を前提とするもの
 - ② 都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの
 - C 国に残すもの
 - a 独法化や民間委託化など実施主体の見直しを検討するもの
 - b 本府省への引上げを検討するもの
 - c 引き続き出先機関の事務・権限とするもの
 - D 廃止・民営化するもの

(「アクション・プラン(仮称)」の策定)

上記の事務・権限仕分けの結果を踏まえ、個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程やスケジュール並びに組織の在り方について明らかにする「アクション・プラン(仮称)」を年内目途に策定する。その際、地方自治体への移譲等については、地方自治体側の要望をも踏まえ、重点的に取り組むべき事項の速やかな実施を検討し、平成23年通常国会への法案提出も含め、可能なものから速やかに実施することを基本とする。

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

1 趣旨

(1) 目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

(2) 原則

こうした目的からして一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

(3) 手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順で進めていく必要がある。

2 一括交付金の対象範囲

(1) 基本的考え方

- ・ 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

(2) 対象範囲の整理方針

- ・ 社会保障・義務教育関係 — 「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
- ・ その他 — 保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
- ・ 一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り用途の拡大や手続の簡素化等に努める。

(3) 実施手順

- ・ 投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 24 年度以降段階的に実施する。これにあわせて、経常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。
- ・ 一括交付金化の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する。

3 一括交付金の制度設計

(1) 括り方

(基本的考え方)

- ・ 地方の自由度を拡大する観点から、各府省の枠にとらわれず使えるようにし、できる限り大きいブロックに括る。

(実施手順)

- ・ ブロックごとに用途を自由にする。その上で、ブロックの在り方は、地方の自由度を拡大する方向で、不断に見直しを行う。

(2) 地方の自由度拡大と国の関わり

(基本的考え方)

- ・ 地方の自由度を拡大するため、国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って、手続を抜本的に見直す。これにより、国・地方双方の事務の簡素化を図る。
- ・ 地方公共団体における事後評価を充実する。
- ・ 国は、一括交付金化の実施状況を点検し、PDCAサイクルを通じて制度の評価・改善を図る。その際、会計検査院の検査も活用する。

(3) 配分・総額

(基本的考え方)

- ・ 地方の安定的な財政運営に十分配慮するとともに、効率的・効果的な財源の活用を図る。
- ・ 配分については、地方の事業ニーズを踏まえるとともに、国の関与をできる限り縮小する。また、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする。
- ・ 総額は、一括交付金化の対象となる補助金・交付金等の必要額により設定する。

(実施手順)

- ・ 配分に当たっては、地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による

配分を用いる。その際、継続事業や団体間・年度間の変動に配慮する。

4 導入のための手順

- 平成 23 年度から一括交付金を導入する。国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
- また、国と地方の協議の場等において、地方と協議する。

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、地方分権改革推進計画の整理同様、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

〔厚生労働省〕

（8）児童福祉法（昭22法164）

- ・ 保育に欠ける具体的要件の基準（24条及び児童福祉法施行令27条）については、子ども・子育て新システム検討会議において「保育に欠ける要件の撤廃等」とされたことを踏まえつつ、利用者本位の制度の実現及び地域主権改革の推進の観点から、子ども・子育て新システム全体について検討する中で法改正までに結論を得る。
- ・ 指定知的障害児施設等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（24条の9第2項1号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）に委任する。条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

（9）食品衛生法（昭22法233）

- ・ 製品検査及び収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備（機械及び器具を含む。以下、この項目において同じ。）及び職員の配置に関する基準（29条1項及び3項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。
条例制定の基準については、施設の設備に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、検査又は試験のために必要な職員の配置に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備（機械及び器具を含む。以下、この項目において同じ。）及び職員の配置に関する基準（29条2項及び3項）を、条例（制定主体は保健所を設置する市及び特別区）に委任する。
条例制定の基準については、施設の設備に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、検査又は試験のために必要な職員の配置に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(10) 医療法 (昭23法205)

- ・ 病院等の病床数算定に当たっての補正の基準 (7条の2第4項) 並びに病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準 (7条の2第5項) を、条例 (制定主体は都道府県) に委任する。

条例制定に関する国の基準の類型については、基準病床数制度の在り方の検討に合わせて、法改正までに結論を得る。

- ・ 病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準 (18条) を、条例 (制定主体は都道府県、保健所を設置する市及び特別区) に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準 (21条1項1号) 並びに病院の施設に関する基準 (21条1項12号) を、条例 (制定主体は都道府県) に委任する。

条例制定の基準については、薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士及び栄養士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定並びに病院の施設に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準 (21条2項1号) 並びに療養病床を有する診療所の施設に関する基準 (21条2項3号) を、条例 (制定主体は都道府県) に委任する。

条例制定の基準については、看護師及び准看護師の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定及び療養病床を有する診療所の施設に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(11) 生活保護法 (昭25法144)

- ・ 保護施設の設備及び運営に関する基準 (39条) を、条例 (制定主体は都道府県、指定都市及び中核市) に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(12) 社会福祉法 (昭26法45)

- ・ 社会福祉施設の設備及び運営に関する基準 (65条2項) を、条例 (制定主体は都道府県、指定都市及び中核市) に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家

族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(13) 水道法 (昭32法177)

- 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準 (12条1項) 及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準 (同条2項) を、条例 (制定主体は水道事業等を営む地方公共団体) に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- 水道技術管理者の資格に関する基準 (19条3項) を、条例 (制定主体は水道事業等を営む地方公共団体) に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(14) 職業能力開発促進法 (昭44法64)

- 公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準 (19条1項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。
条例制定の基準については、訓練生の数に関する規定は、「標準」とし、教科、訓練時間、設備その他の事項に関する規定は、「参酌すべき基準」とする。
- 公共職業能力開発施設の長が行う技能照査の対象者に関する基準 (21条1項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- 無料の公共職業訓練の対象者に関する基準 (23条1項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- 公共職業訓練のうち普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準 (28条1項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。
- 公共職業訓練のうち高度職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準 (30条の2第1項) を、条例 (制定主体は都道府県) に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(15) 介護保険法 (平9法123)

- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 (70条2項1号、115条の2第2項1号) を、条例 (制定主体は都道府県、指定都市及び中核市) に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。
- 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準 (78条の2第1項) を、条例 (制定主体は市町村) に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基

準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（78条の2第4項1号、115条の12第2項1号）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（86条1項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 本大綱別紙2により、都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可については、指定都市及び中核市へ移譲することにもない、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（74条1項、115条の4第1項）、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（74条2項、115条の4第2項）並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（88条1項、97条2項（ただし、医師及び看護師を除く。）、110条1項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（88条2項、97条1項（ただし、療養室、診療室及び機能訓練室を除く。）及び3項、110条2項）を、条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の介護保険法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

（16）障害者自立支援法（平17法123）

- ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（36条3項1号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 本大綱別紙2により、都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定については、指定都市及び中核市へ移譲することにもない、指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（43条1項）、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条2項）、指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準（44条1項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（同条2項）を、条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の障害者自立支援法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

なお、本大綱別紙2において、児童福祉施設の設置認可等、第一種社会福祉事業の許可等、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可等並びに指定居宅サービス事業者等の指定等について、基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うこととしていることから、その場合には、新たに認可、許可及び指定等を行うこととなる地方公共団体が当該施設の基準及びサービス事業者等の指定要件等の基準を条例で制定するための所要の法改正を行うものとする。

また、食品衛生法、医療法、生活保護法、社会福祉法、介護保険法及び障害者自立支援法におけ

る施設等に関する基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。

2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し

〔厚生労働省〕

(4) 社会福祉法 (昭 26 法 45)

- ・ 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止に係る都道府県知事への同意を要する協議 (14 条 8 項) は、同意を要しない協議とする。
- ・ 市町村の社会福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集に係る都道府県知事の許可 (73 条 1 項) は、廃止する。

(5) 職業能力開発促進法 (昭 44 法 64)

- ・ 都道府県の職業能力開発短期大学校等の設置及び市町村の職業能力開発校の設置に係る厚生労働大臣への同意を要する協議 (16 条 3 項) は、廃止する。
- ・ 事業主等の行う高度職業訓練が基準に適合する旨の都道府県知事の認定及びその取消しに係る厚生労働大臣への同意を要する協議 (24 条 4 項) は、廃止する。

(6) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 (平 3 法 57)

- ・ 労働者の募集に係る労働条件その他の募集の内容が記載されている改善計画の認定について、都道府県知事が行う厚生労働大臣への同意を要する協議 (4 条 4 項) に関し、当該計画の内容のうち、改善事業の目標、内容、実施時期並びに改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (同条 2 項 1 号から 4 号) に係る厚生労働大臣への同意を要する協議は、廃止する。

3 計画等の策定及びその手続の見直し

〔厚生労働省〕

(14) 地域保健法 (昭 22 法 101)

- ・ 都道府県の人材確保支援計画の内容のうち、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項及び特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に関し都道府県が必要と認める事項に係る規定 (21 条 2 項 2 号及び 4 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(15) 児童福祉法 (昭 22 法 164)

- ・ 都道府県の児童委員の研修に関する計画の作成義務に係る規定 (18 条の 2) は、廃止、「でき

る」規定化又は努力義務化する。

- ・ 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の公表に係る規定（56条の8第3項及び56条の9第3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の実施の状況の公表に係る規定（56条の8第4項及び56条の9第5項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。

（16）民生委員法（昭23法198）

- ・ 都道府県の民生委員の指導訓練に関する計画の樹立義務に係る規定（18条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（17）社会福祉法（昭26法45）

- ・ 都道府県並びに指定都市及び中核市の長が指導監督を行うために必要な計画の樹立義務に係る規定（20条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市町村地域福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（107条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県地域福祉支援計画を策定又は変更する場合における公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の公表に係る規定（107条、108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（18）安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

- ・ 都道府県献血推進計画の公表に係る規定（10条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（19）国民健康保険法（昭33法192）

- ・ 指定市町村の国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画の策定義務に係る規定（68条の2第3項）は、廃止する。
[措置済み（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平22法35））]

（20）老人福祉法（昭38法133）

- ・ 市町村老人福祉計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及びその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の8第2項2号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定する場合における勘案すべき事情に係る規定（20条の8第5項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（20条の8第8項）に関し、当該計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及び供給体制の確保に関し必要な事項（同条2項2号及び3号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。

- ・ 都道府県老人福祉計画の内容のうち、老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項、老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項並びにその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の9第2項2号から4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（21）母子及び寡婦福祉法（昭39法129）

- ・ 都道府県等の母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定又は変更する場合における母子福祉団体以外の関係者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（12条1項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 母子家庭及び寡婦自立促進計画の公表に係る規定（12条1項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（22）職業能力開発促進法（昭44法64）

- ・ 都道府県職業能力開発計画の策定義務に係る規定（7条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都道府県職業能力開発計画の案を作成する場合における事業主及び労働者以外の関係者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（7条2項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県職業能力開発計画の内容に係る規定（7条3項により準用する5条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県職業能力開発計画の公表に係る規定（7条3項により準用する5条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（23）勤労青少年福祉法（昭45法98）

- ・ 都道府県勤労青少年福祉事業計画の内容に係る規定（7条3項により準用する6条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県勤労青少年福祉事業計画の概要の公表に係る規定（7条3項により準用する6条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（24）高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）

- ・ 都道府県医療費適正化計画の内容のうち、住民の健康の保持の推進に係る目標に関する事項、医療の効率的な提供に係る目標に関する事項、目標達成のために都道府県が取り組むべき施策に関する事項、目標達成のための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項並びに当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項並びに計画の達成状況の評価に関する事項並びに医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項に係る規定（9条2項1号から5号、7号及び8号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県医療費適正化計画の公表に係る規定（9条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（25）地域雇用開発促進法（昭62法23）

- ・ 都道府県の地域雇用開発計画の内容のうち、雇用開発促進地域における労働力の需給状況その

他雇用の動向に関する事項及び雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項に係る規定（5条2項2号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市町村又は都道府県の地域雇用創造計画の内容のうち、自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項、自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項及び地域雇用創造協議会に関する事項に係る規定（6条2項2号、3号及び5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市区町村の長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事が地域雇用創造計画の案を作成する場合における地域雇用創造協議会の議を経る義務に係る規定（6条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市区町村の長が地域雇用創造計画の案を作成する場合における関係都道府県知事の意見の聴取（6条4項）は、廃止する。

（26）地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平元法64）

- ・ 市町村整備計画の内容のうち、日常生活圏域ごとの当該区域又は当該市町村の区域における公的介護施設等の整備に関する目標、目標を達成するために日常生活圏域又は当該市町村の区域において実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業及びその他厚生労働省令で定める事項に係る規定（4条2項1号（計画期間に係る部分を除く。）、2号ハ及び3号）は、廃止、例示化又は、目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村整備計画の公表に係る規定（4条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（27）水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平6法8）

- ・ 都道府県計画の内容のうち、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定（5条4項5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県計画の公表に係る規定（5条8項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（28）林業労働力の確保の促進に関する法律（平8法45）（農林水産省と共管）

- ・ 都道府県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画の内容のうち、林業における経営及び雇用の動向に関する事項、林業労働力の確保の促進に関する方針並びにその他林業労働力の確保の促進に関する事項に係る規定（4条2項1号、2号及び5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（29）介護保険法（平9法123）

- ・ 市町村介護保険事業計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項に係る規定（117条2項1号、2号（量の見込みに係る部分を除く。）、3号から5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市町村介護保険事業計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（117条7項）に関し、当該計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項（同条2項1号、2号（量の見込みに係る部分を除く。）、3号から5号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県介護保険事業支援計画の内容のうち、介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項、介護サービス情報の公表に関する事項、介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項に係る規定（118条第2項2号から6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（30）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

- ・ 都道府県の予防計画の内容のうち、感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する重要事項に係る規定（10条2項4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 予防計画の公表に係る規定（10条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（31）健康増進法（平14法103）

- ・ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の公表に係る規定（8条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（32）次世代育成支援対策推進法（平15法120）

- ・ 市町村行動計画及び都道府県行動計画の公表に係る規定（8条5項及び9条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村行動計画及び都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況の公表に係る規定（8条6項及び9条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。

(33) 障害者自立支援法（平 17 法 123）

- ・ 市町村障害福祉計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項及びその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定（88 条 2 項 2 号から 4 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務に係る規定（88 条 5 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（88 条 7 項）に関し、当該計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項（同条 2 項 2 号から 4 号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県障害福祉計画の内容のうち、都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策及び指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項、指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定（89 条 2 項 2 号、3 号及び 5 号から 7 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(34) がん対策基本法（平 18 法 98）

- ・ 都道府県がん対策推進計画の公表に係る規定（11 条 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県がん対策推進計画に関し、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要があると認めるときにこれを変更する義務に係る規定（11 条 4 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(35) 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平 19 法 103）

- ・ 都道府県が医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定める場合の当該医療計画の内容のうち、都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項及び関係者の連携に関する事項に係る規定（5 条 1 項 1 号及び 3 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

なお、上記 1 から 3 の義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方公共団体においては、今後、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、政府は、適時の事前情報提供（地方自治法第 263 条の 3 第 5 項に規定する措置）を行った上で関係する政省令等を速やかに改正する等地方公共団体の円滑な事務処理のため適切に対応する。

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(1) すべての市町村へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助（身体障害者福祉法（昭24法283）12条の3第1項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助（知的障害者福祉法（昭35法37）15条の2第1項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

③ 未熟児の訪問指導等

都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理している低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等（母子保健法（昭40法141）18条、19条1項、20条1項）については、すべての市町村へ移譲する。

④ 育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給（障害者自立支援法（平17法123）54条1項、58条1項）については、すべての市町村へ移譲する。

(2) すべての市へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

② 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している墓地、納骨堂及び火葬場の

経営の許可、墓地の区域、納骨堂及び火葬場の施設の変更、墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可並びにこれらの許可の取消し（墓地、埋葬等に関する法律（昭23法48）10条1項及び2項、19条）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び保健所設置市の長が処理している火葬場への立入検査並びに墓地、納骨堂及び火葬場への報告の要求並びに施設の整備改善、使用制限及び禁止命令（墓地、埋葬等に関する法律18条1項、19条）については、すべての市へ移譲する。

③ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令（社会福祉法（昭26法45）31条1項、56条1項、3項及び4項）については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに関するものに限り、すべての市へ移譲する。

④ 簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査

都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している簡易専用水道の給水停止命令並びに簡易専用水道設置者からの報告の徴収及び立入検査（水道法（昭32法177）37条、39条3項）については、すべての市へ移譲する。

〔経済産業省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省〕

⑨ 緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理、変更命令等

ア 都道府県及び指定都市の条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定（工場立地法（昭34法24）4条の2第1項）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事及び指定都市の長が処理している特定工場の新設に関する届出の受理、設置の場所等に係る必要な事項の勧告及び変更命令（工場立地法6条1項、9条1項及び2項、10条1項）については、すべての市へ移譲する。

〔経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省〕

⑩ 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画等の認定等

都道府県知事が処理している商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画及び商店街整備等支援計画の認定並びに報告の徴収（中小小売商業振興法（昭48法101）4条1項、2項、3項及び6項、13条1項）については、すべての市へ移譲する。

（4）指定都市及び中核市へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

① 有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令

都道府県知事が処理している有料老人ホーム設置の届出の受理、報告の徴収及び立入検査並びに改善命令（老人福祉法（昭38法133）29条1項、29条7項及び9項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

② 指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可（介護保険法（平9法123）41条1項、48条1項、94条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、介護専用型特定施設入居者生活介護及び混合型特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定、指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の許可に際して都道府県知事の同意を要することとする。

イ 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設の開設者等、介護老人保健施設の開設者等及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者及び指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令並びに指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の指定の取消し等（介護保険法76条1項、76条の2第3項、77条1項、90条1項、91条の2第3項、92条1項、100条1項、103条3項、104条1項、112条1項、113条の2第3項、114条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

③ 指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定（障害者自立支援法（平17法123）29条1項、32条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、これらの指定に際して都道府県知事の同意を要することとする（指定障害福祉サービス事業者の指定については、特定障害福祉サービスに係るものに限る。）。

イ 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する勧告並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の取消し等（障害者自立支援法48条1項、3項及び4項、49条1項、2項及び3項、50条1項、3項及び4項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

(6) 保健所設置市及び特別区へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

① 理容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による理容所以外の場所で理容の業務を行うことができる場合並びに理容の業及び理容所に係る衛生措置基準の制定（理容師法（昭22法234）6条の2、9条、12条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

② 興行場の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による興行場の構造設備等及び衛生措置の基準の制定（興行場法（昭23法137）2条2項、3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

③ 旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等

ア 都道府県並びに指定都市及び中核市の条例による施設の構造設備の基準の制定（旅館業法（昭23法138）3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県の条例による社会教育施設で学校及び児童福祉施設に類するもの、衛生措置の基準並びに宿泊を拒むことができる事由の制定（旅館業法3条3項、4条2項、5条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

④ 公衆浴場の衛生等措置基準の設定等

都道府県の条例による公衆浴場の配置基準並びに衛生及び風紀に必要な措置の基準の制定（公衆浴場法（昭23法139）2条3項、3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑤ クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定

都道府県の条例によるクリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準の制定（クリーニング業法（昭25法207）3条3項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑥ 毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等

都道府県知事が処理している業務上取扱者の届出の受理、廃棄物の回収等の命令、報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物劇物等の収去、不適當な毒物劇物取扱責任者の変更命令並びに違反していると認める業務上取扱者に対する必要な措置の命令（毒物及び劇物取締法（昭25法303）22条1項、22条4項において準用する15条の3、17条2項及び19条3項、22条5項において準用する17条2項、22条6項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑦ 美容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による美容所以外の場所で美容の業務を行うことができる場合並びに美容の業及び美容所に係る衛生措置基準の制定（美容師法（昭32法163）7条、8条、13条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑧ 薬局の開設の許可、製造販売業等の許可、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等

都道府県知事が処理している薬局の開設の許可、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可、

薬局製造販売医薬品の製造業の許可、薬局開設者等からの報告徴収及び立入検査、薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令、構造設備の改善命令及び使用禁止命令並びに業務停止命令及び許可の取消し（薬事法（昭35法145）4条1項、12条1項、13条1項、69条2項、70条1項、72条4項、75条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑨ 結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している結核指定医療機関の指定、指定の取消し、報告の徴収及び立入検査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）38条2項及び9項、43条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

※ 上記1に掲げる事務に付随する事務については、この別紙に掲げられていないものも含め、上記1に掲げる事務とともに都道府県から市町村への権限移譲を行うものとする。

2 基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの

〔厚生労働省〕

- ① 児童福祉施設の設置認可等（児童福祉法（昭22法164）35条4項等）〔特例市又はすべての市へ移譲〕
- ② 身体障害者手帳の交付（身体障害者福祉法（昭24法283）15条4項）〔すべての市へ移譲〕
- ③ 第一種社会福祉事業の許可等（社会福祉法（昭26法45）62条1項等）〔すべての市へ移譲〕
- ④ 専用水道の給水開始の届出受理等（水道法（昭32法177）34条1項）〔すべての市へ移譲〕
- ⑤ 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可等（老人福祉法（昭38法133）15条4項等）〔すべての市へ移譲〕
- ⑥ 有料老人ホーム設置の届出受理等（老人福祉法（昭38法133）29条1項等）〔すべての市へ移譲〕
- ⑦ 母子・寡婦福祉資金の貸付（母子及び寡婦福祉法（昭39法129）13条等）〔すべての市へ移譲〕
- ⑧ 指定居宅サービス事業者等の指定等（介護保険法（平9法123）41条1項等）〔すべての市へ移譲〕

義務付け・枠付けの更なる見直しについて（厚生労働省関係部分抜粋）

平成23年11月29日
閣議決定

1 義務付け・枠付けの見直しのこれまでの取組

義務付け・枠付けの見直しについては、これまで地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月）で示された4,076条項について、重点分野を定め、分野ごとに義務付け・枠付けの存置が許容される類型に該当しない事項の見直しを進めてきたところである。

「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定。第1次見直し）及び「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定。第2次見直し）に基づくこれまでの見直しにおいては、「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」の3分野等に係る1,216条項のうち、同第3次勧告（平成21年10月）において許容類型に該当せず見直すべきとされた889条項のうち636条項、その他の事項9条項の見直しを決定した。

また、同第2次勧告で示された条項以外でも、地方債協議制度や地方から国等への寄附禁止規定の見直しを含む21条項の見直しも行ったところである。

これらの見直しについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。第1次一括法）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。第2次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われ、地方自治体において必要な条例制定の準備が進むなど改革の実行の段階にある。

2 今般の義務付け・枠付けの見直し

今般の義務付け・枠付けの見直し（第3次見直し）としては、「地方からの提言等に係る事項」、「通知・届出・報告、公示・公告等」及び「職員等の資格・定数等」の3分野に係る1,212条項を対象に許容類型を設定し、それに該当しない事項等の見直しについて地域主権戦略会議を中心に関係府省とともに取り組んできたところである。

この第3次見直しにおいては、別紙に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、これらの条項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成24年通常国会に提出する。

3 今後の取組

第1次見直しから第3次見直しまでの取組により、4,076条項のうち2,428条項が検討の対象となり、また、地方自治体から提言等のあった事項については全て検討の対象とし、一定の見直しが行

された。残された 1,648 条項の義務付け・枠付けについては、その見直しに向けて引き続き取り組んでいく。その見直しの手法としては、各条項の内容は多岐にわたるものであることから、これまでのように、重点分野を定めて見直しを行う方式ではなく、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することにより進めることとする。

その際、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項や、更には 4,076 条項以外の義務付け・枠付けについても検討の対象とし、見直しを進める。今後の見直しの具体的方法については、地域主権戦略会議で検討を行っていくこととする。

1 地方からの提言等に係る事項

[厚生労働省]

(3) 保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）

- ・ 都道府県知事が行う准看護師試験の事務（18 条）については、地方自治法（昭 22 法 67）に規定する事務委託の制度の対象であり、他の都道府県に試験の事務を委託することができる旨を周知する。

(4) 介護保険法（平 9 法 123）

- ・ 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者が有する従業者の員数に関する基準（81 条 1 項、115 条の 24 第 1 項）並びに支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（81 条 2 項、115 条の 24 第 2 項）を、条例（制定主体は、指定居宅介護支援事業者の基準については都道府県、指定都市及び中核市、指定介護予防支援事業者の基準については市町村）に委任する。

条例制定の基準については、介護支援専門員等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は「従うべき基準」とし、その他の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定は「参酌すべき基準」とする。

- ・ 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準（115 条の 45 第 4 項）を、条例（制定主体は、市町村）に委任する。

条例制定の基準については、保健師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定は「従うべき基準」とし、その他の基準に係る規定は「参酌すべき基準」とする。

なお、介護保険法における基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。

(5) 障害者自立支援法（平 17 法 123）

- ・ 「居宅介護」（5 条 2 項、28 条 1 項、29 条 1 項）は、居宅において行われる介護等のほか、通院や官公署への移動のための外出時には「居宅介護」における「通院等介助」及び「通院等乗降介助」を行うことができる。

また、外出時の介護等については、市町村が地域生活支援事業として行う移動支援事業のほか、重度の肢体不自由者に対する「重度訪問介護」、重度の知的障害者及び精神障害者に対する「行動援護」並びに平成 23 年 10 月から施行された重度の視覚障害者に対する「同行援護」により行うことができる。

2 通知・届出・報告、公示・公告等

[厚生労働省]

(13) 食品衛生法（昭22法233）（消費者庁と共管）

- ・ 国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導の実施に関する指針の策定又は変更（22条）をした厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、これを都道府県知事等に通知するものとする。

(14) 医師法（昭23法201）

- ・ 都道府県知事が医師免許の取消処分に係る行政手続法24条1項の調書及び同条3項の報告書の提出を受けた場合には当該調書及び報告書の写しを提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合にはその意見を記載した意見書（7条8項）を提出することとする。
- ・ 都道府県知事が医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書（7条15項）は、意見があるときはその意見を記載することとする。

(15) 歯科医師法（昭23法202）

- ・ 都道府県知事が歯科医師免許の取消処分に係る行政手続法24条1項の調書及び同条3項の報告書の提出を受けた場合には当該調書及び報告書の写しを提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合には意見を記載した意見書（7条8項）を提出することとする。
- ・ 都道府県知事が歯科医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書（7条15項）は、意見があるときはその意見を記載することとする。

(16) 保健師助産師看護師法（昭23法203）

- ・ 都道府県知事が保健師等の免許の取消処分に係る行政手続法24条1項の調書及び同条3項の報告書の提出を受けた場合には当該調書及び報告書の写しを提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合には意見を記載した意見書（15条6項）を提出することとする。
- ・ 都道府県知事が保健師等の業務の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書（15条13項）は、意見があるときはその意見を記載することとする。

(17) 医療法（昭23法205）

- ・ 都道府県知事が報告を受けた医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報又はその変更された情報の公表の方法（6条の3第5項）については、地域主権改革の推進の観点も踏まえて検討し、平成23年度内に結論を得る。
- ・ 都道府県知事が提出を受けた地域医療支援病院に係る業務に関する報告書の内容の公表の方

法（12条の2第2項）については、地域主権改革の推進の観点も踏まえて検討し、平成23年度内に結論を得る。

（18）クリーニング業法（昭25法207）

- ・ 委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合において指定試験機関から厚生労働大臣へ報告することとし、委任都道府県知事から厚生労働大臣への報告に係る規定（7条の5第1項、7条の16第2項）は、廃止する。

（19）社会福祉法（昭26法45）

- ・ 市町村の社会福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集に係る都道府県知事への書面の提出及び結果の報告（改正前の73条1項、3項）は、廃止する。

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平23法105））]

（20）あへん法（昭29法71）

- ・ 都道府県知事がけしの栽培の許可に係る申請書を受理した場合における意見（12条4項）は、意見があるときは添付することとする。

（21）安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

- ・ 献血の推進に関する計画の策定又は変更（10条）をした厚生労働大臣は、これを都道府県に送付するものとする。

（22）薬剤師法（昭35法146）

- ・ 都道府県知事が薬剤師免許の取消処分に係る行政手続法24条1項の調書及び同条3項の報告書の提出を受けた場合には当該調書及び報告書の写しを提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合にはその意見を記載した意見書（8条9項）を提出することとする。
- ・ 都道府県知事が薬剤師の業務の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書（8条16項）は、意見があるときはその意見を記載することとする。

（23）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭45法20）

- ・ 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が特定建築物のうち政令で定めるものに係る届出を受理した場合における都道府県労働局長への通知に係る規定（5条4項）は、廃止する。

（24）高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）

- ・ 都道府県の都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価の結果の公表（11条1項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

- ・ 都道府県の都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の内容の公表（12条2項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（25）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平2法70）

- ・ 委任都道府県知事が指定検査機関に食鳥検査の全部若しくは一部を行わせることとした場合又はその全部若しくは一部を行わせないこととした場合において指定検査機関から厚生労働大臣へ報告することとし、委任都道府県知事から厚生労働大臣への報告に係る規定（24条1項、34条2項）は、廃止する。

- 以下に掲げる公示・公告等にあつては、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットの利用、刊行物の発行等のいかなる方法によつても、また、以下に掲げる縦覧・閲覧にあつては、書面等による方法又はインターネットの利用等の電磁的記録による方法のいかなる方法によつても、法的義務が充足されるものである。

[厚生労働省]

（11）児童福祉法（昭22法164）

- ・ 都道府県等の助産施設の設置者等の情報の提供（22条4項）
- ・ 都道府県等の母子生活支援施設の設置者等の情報の提供（23条5項）
- ・ 市町村の保育所の設置者等の情報の提供（24条5項）
- ・ 都道府県知事の指定知的障害児施設等の設置者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（24条の16第4項）
- ・ 都道府県知事の指定知的障害児施設等の指定をした旨等の公示（24条の18）
- ・ 都道府県知事の施設の運営の状況等の公表（59条の2の5第2項）

（12）医療法（昭23法205）

- ・ 病院等の管理者（地方自治体に限る。）の供する医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を記載した書面の閲覧（6条の3第1項）

（13）労働組合法（昭24法174）

- ・ 都道府県労働委員会の審査の期間に関する目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表（27条の18）

（14）社会福祉法（昭26法45）

- ・ 都道府県知事の都道府県福祉人材センターの名称等又はその変更の公示（93条2項、4項）
- ・ 都道府県知事の都道府県福祉人材センターの指定を取り消した旨の公示（98条2項）

（15）生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭32法164）

- ・ 都道府県知事の都道府県指導センターの名称及び事務所の所在地又は当該事務所の所在地の変更の公示（57条の3第3項、第5項）

（16）老人福祉法（昭38法133）

- ・ 都道府県知事の有料老人ホームの設置者に対し改善に必要な措置を採るべきことを命じた旨の公示（29条10項）

（17）介護保険法（平9法123）

- ・ 都道府県知事の指定居宅サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（76条の2第4項）
- ・ 都道府県知事の指定居宅サービス事業者の名称等の公示（78条）
- ・ 市町村長の指定地域密着型サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（78条の9第4項）
- ・ 市町村長の指定地域密着型サービス事業者の名称等の公示（78条の11）
- ・ 都道府県知事の指定居宅介護支援事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（83条の2第4項）
- ・ 都道府県知事の指定居宅介護支援事業者の名称等の公示（85条）
- ・ 都道府県知事の指定介護老人福祉施設の開設者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（91条の2第4項）
- ・ 都道府県知事の指定介護老人福祉施設の開設者の名称等の公示（93条）
- ・ 都道府県知事の介護老人保健施設の開設者に対し勧告に係る措置をとるべきこと等を命じた旨の公示（103条4項）
- ・ 都道府県知事の介護老人保健施設の開設者の名称等の公示（104条の2）
- ・ 都道府県知事の指定介護療養型医療施設の開設者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（113条の2第4項）
- ・ 都道府県知事の指定介護療養型医療施設の開設者の名称等の公示（115条）
- ・ 都道府県知事の指定介護予防サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（115条の8第4項）
- ・ 都道府県知事の指定介護予防サービス事業者の名称等の公示（115条の10）
- ・ 市町村長の指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（115条の18第4項）
- ・ 市町村長の指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の公示（115条の20）
- ・ 市町村長の指定介護予防支援事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（115条の28第4項）
- ・ 市町村長の指定介護予防支援事業者の名称等の公示（115条の30）
- ・ 都道府県知事の介護サービス情報の報告の内容等の公表（115条の35第3項）

（18）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

- ・ 都道府県知事の感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報等の公表（16条1項）

（19）障害者自立支援法（平17法123）

- ・ 都道府県知事の指定事業者等に対し勧告に係る措置を採るべきことを命じた旨の公示（49条6項）
- ・ 都道府県知事の指定障害福祉サービス事業者等の指定をした旨等の公示（51条）
- ・ 都道府県知事の指定自立支援医療機関の指定をした旨等の公示（69条）

（20）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平17法124）

- ・ 市町村の高齢者虐待対応協力者等の周知（18条）
- ・ 都道府県知事の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等の公表（25条）

**（21）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）
（文部科学省と共管）**

- ・ 都道府県知事の認定こども園に係る施設の名称及び所在地等又はそれらの変更の周知（6条1項、7条2項）
- ・ 都道府県知事の認定こども園に係る認定を取り消した旨の公表（10条2項）
- ・ 都道府県知事のその設置する認定こども園に係る公示を取り消した旨の公示（10条3項）

3 職員等の資格・定数等

[厚生労働省]

(7) 労働関係調整法（昭21法25）

- ・ 都道府県労働委員会の仲裁委員会の委員の定数（31条）は、3人以上の奇数とする。

(8) 児童福祉法（昭22法164）

- ・ 児童福祉審議会の委員の定数（9条1項）は、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 児童相談所の所長の資格（12条の3第2項）は、対象を追加する方向で今年度中に見直しを行う。

(9) 民生委員法（昭23法198）

- ・ 民生委員の定数（4条）は、条例（制定主体は都道府県）に委任する。条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数（8条2項）は、廃止する。

(10) 社会福祉法（昭26法45）

- ・ 地方社会福祉審議会の委員の定数（8条1項）は、廃止する。

(11) 麻薬及び向精神薬取締法（昭28法14）

- ・ 麻薬中毒審査会の委員の定数（58条の13第3項）は、廃止又は条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

(12) 介護保険法（平9法123）

- ・ 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の定数（189条2項）は、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- 以下に掲げる職員等の資格については、国家資格や具体的な職務経験・年数等を求めるものでなく、地方自治体の判断により適切と認められる者を幅広く任命・推薦できるものである。

[厚生労働省]

(7) 民生委員法（昭23法198）

- ・ 民生委員の資格（6条1項）

(8) 身体障害者福祉法 (昭 24 法 283)

- ・ 身体障害者福祉司の資格 (身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの) (12 条 6 号)

(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭 25 法 123)

- ・ 精神医療審査会の委員の資格 (法律に関し学識経験を有する者及びその他学識経験を有する者に限る。) (13 条 1 項)
- ・ 精神保健福祉相談員の資格 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 12 条 1 号から 3 号までの者に準ずる者であって精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有する者に限る。) (48 条 2 項)

(1 0) 社会福祉法 (昭 26 法 45)

- ・ 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員の資格 (学識経験のある者に限る。) (9 条)

(1 1) 麻薬及び向精神薬取締法 (昭 28 法 14)

- ・ 麻薬中毒審査会の委員の資格 (58 条の 13 第 4 項)
- ・ 麻薬中毒者等の相談に応ずるための職員の資格 (58 条の 18 第 3 項)

(1 2) 知的障害者福祉法 (昭 35 法 37)

- ・ 知的障害者福祉司の資格 (知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの) (14 条 6 号)

(1 3) 介護保険法 (平 9 法 123)

- ・ 専門調査員の資格 (188 条 2 項)

(1 4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平 10 法 114)

- ・ 感染症の診査に関する協議会の委員の資格 (感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 (感染症指定医療機関の医師を除く。) 、法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者に限る。) (24 条 5 項)

4 その他の義務付け・枠付けの見直し

[厚生労働省]

(2) 民生委員法（昭 23 法 198）

- ・ 都道府県知事の民生委員の推薦に係る地方社会福祉審議会への意見聴取（5条2項）は、民生委員の委嘱手続を簡略化する観点から義務の緩和を行う。

一括交付金の拡充

- 総額の拡大 H23 5,120億円 → H24 8,329億円
- 地域自主戦略交付金の拡充
 都道府県分の対象事業の拡大
 政令指定都市への制度の導入 } 対象事業 H23 9事業 → H24 18事業
- 沖縄振興一括交付金(仮称)の創設 H24 1,575億円

H24予算(案)の概要

一括交付金総額	8,329億円 (H23 5,120億円)
地域自主戦略交付金	6,754億円 ^{※1} (H23 4,772億円)
うち都道府県分	5,515億円程度 (H23 4,772億円)
うち政令指定都市分	1,239億円程度 (新設)
沖縄振興一括交付金(仮称)	1,575億円 (新設)
うち沖縄振興公共投資交付金(仮称)	771億円 (新設) ^{※2}
うち沖縄振興特別調整交付金(仮称)	803億円 (新設)

※1 このうち、北海道(札幌市を含む。)分353億円程度、離島分115億円程度、奄美分37億円程度(金額は配分予定額の一部)。

※2 H23年度の沖縄分の一括交付金(沖縄振興自主戦略交付金及び地域自主戦略交付金の一部を合算した額)は348億円。沖縄振興公共投資交付金(仮称)は、全国制度の拡充に加え、沖縄独自に対象範囲を拡大し、創設したものの。

H24地域自主戦略交付金の対象事業の拡大

<主な対象事業>

- 交通安全施設整備費補助金の一部(警察庁)【拡充】
- ◎学校施設環境改善交付金の一部(文部科学省)【拡充】
- ◎社会福祉施設等施設整備費補助金の一部(厚生労働省)【新設】
- ◎農山漁村地域整備交付金の一部(農林水産省)【拡充】
- ◎農山漁村活性化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】
- 農業・食品産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】
- 水産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】
- ◎社会資本整備総合交付金の一部(国土交通省)【拡充】
- 自然環境整備交付金(環境省)【拡充】
- ☆循環型社会形成推進交付金の一部(環境省)【新設】

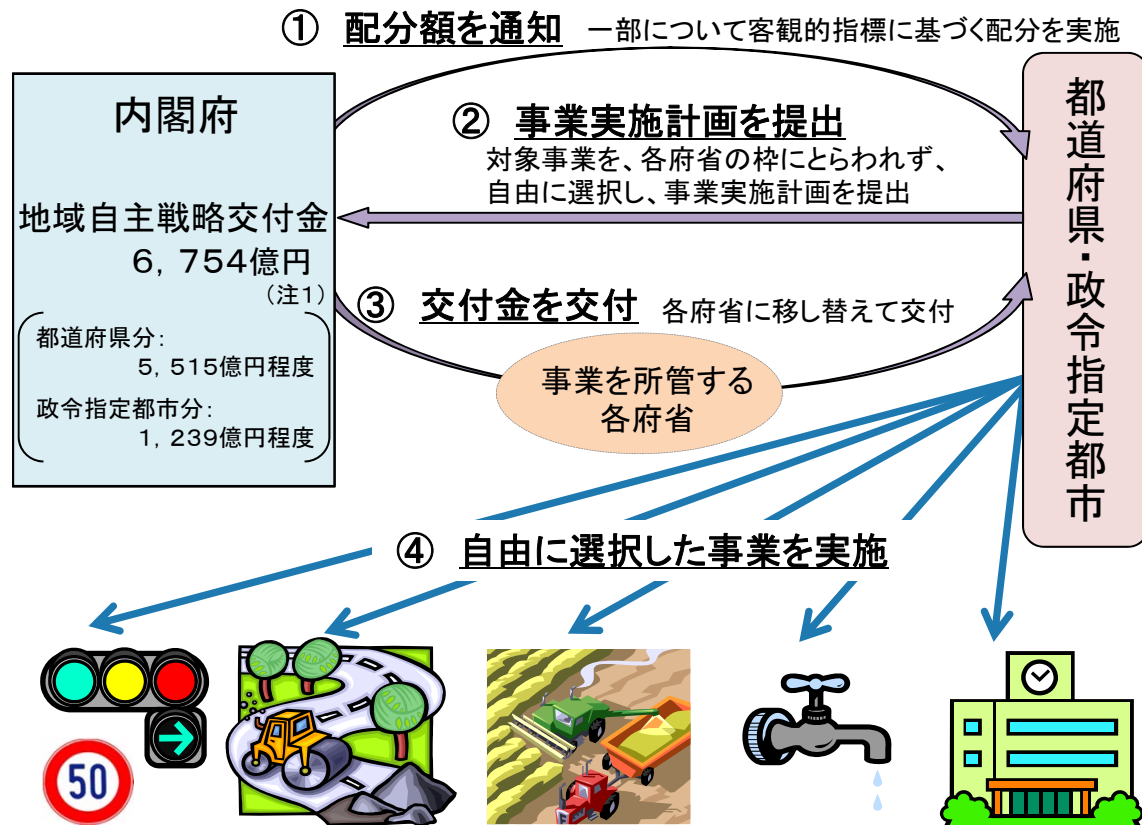
◎:都道府県及び政令指定都市を交付対象

○:都道府県を交付対象 ☆:政令指定都市を交付対象

地域自主戦略交付金

- 国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、平成23年度に創設。
- 内閣府に一括して予算を計上し、各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付。
- 平成24年度は、23年度に一括交付金化を実施した都道府県分について、対象事業を拡大・増額したほか、政令指定都市に一括交付金を導入。対象事業は8府省18事業に拡大。

<スキーム>



<主な対象事業>

- 交通安全施設整備費補助金の一部(警察庁)【**拡充**】
- ◎消防防災施設整備費補助金(総務省)
- ◎学校施設環境改善交付金の一部(文部科学省)【**拡充**】
- ◎水道施設整備費補助の一部(厚生労働省)
- ◎社会福祉施設等施設整備費補助金の一部(厚生労働省)【**新設**】
- ◎農山漁村地域整備交付金の一部(農林水産省)【**拡充**】
- ◎農山漁村活性化対策整備交付金の一部(農林水産省)【**新設**】
- 農業・食品産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【**新設**】
- 水産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【**新設**】
- ◎工業用水道事業費補助(経済産業省)
- ◎社会資本整備総合交付金の一部(国土交通省)【**拡充**】
- 自然環境整備交付金(環境省)【**拡充**】
- ☆循環型社会形成推進交付金の一部(環境省)【**新設**】

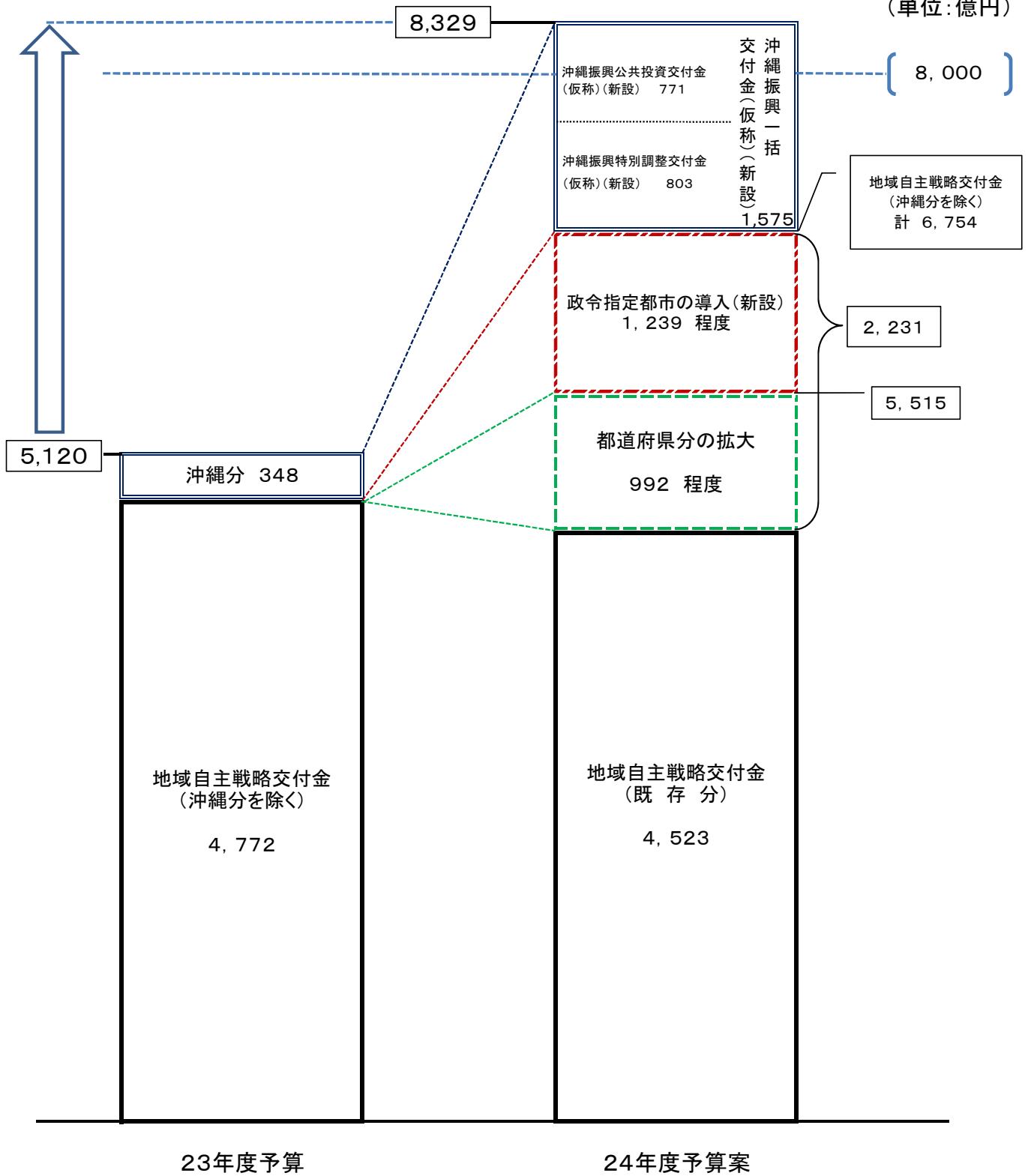
(注1)このうち、北海道(札幌市を含む)分353億円程度、離島分115億円程度、奄美分37億円程度(金額は配分予定額の一部)。

(注2)上記のほか、経常的経費を含んだ「沖縄振興一括交付金(仮称)」を沖縄独自制度として24年度創設(1,575億円)。この交付金との合計は8,329億円となる。

◎: 都道府県及び政令指定都市を交付対象
○: 都道府県を交付対象 ☆: 政令指定都市を交付対象

一括交付金の24年度予算案のイメージ

(単位:億円)



平成24年度 地域自主戦略交付金の対象事業(厚生労働省関係抜粋)

内閣府地域主権戦略室から関係
地方自治体へ情報提供済
(平成23年12月28日付け)

対象事業	事業内容		
	都道府県・政令指定都市共通	都道府県のみ	政令指定都市のみ
水道施設整備に関する事業	水道水源開発施設整備、水道広域化施設整備、高度浄水施設等整備、水道水源自動監視施設等整備	ライフライン機能強化等事業	水道未普及地域解消事業、簡易水道再編推進事業(鉛製管の更新を行う事業、基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業、緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業、地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業を除く)、生活基盤近代化事業(鉛製管の更新を行う事業、基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業、緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業、地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業を除く)、閉山炭鉱水道施設
社会福祉施設等施設整備に関する事業	保護施設等施設整備、大規模修繕等(グループホーム・ケアホームを除く。)		
医療提供体制施設整備に関する事業 ※都道府県のみ		地球温暖化対策整備事業、内視鏡訓練施設施設整備事業、看護師等養成所施設整備事業、看護師養成所修業年限延長施設整備事業、看護教員養成講習会施設整備事業、歯科衛生士養成所施設整備事業	
地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業 ※政令指定都市のみ			介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業、緊急ショートステイの整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業、施設内保育施設整備事業、市町村提案事業、小規模な養護老人ホーム整備事業

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ の概要

〔平成22年12月28日 閣議決定〕

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)
当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

3. その他

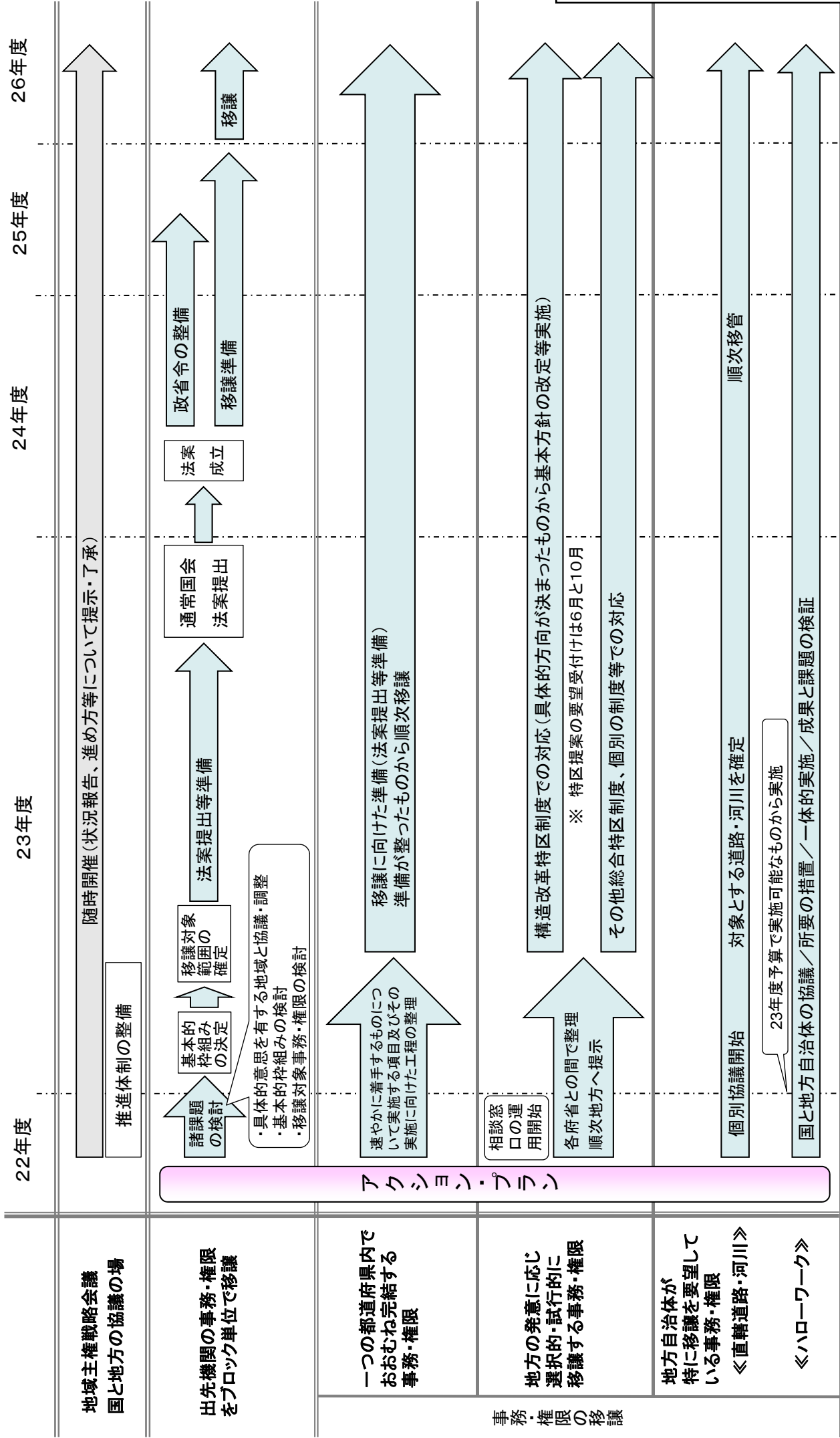
- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

出先機関改革の今後のスケジュール（イメージ案）



※出先機関のスリム化・効率化、事務・権限の移譲に際しての財源・人員の取扱いについては、適宜検討して対応

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～

平成22年12月28日
閣議決定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。その際、以下の点に留意しながら進める。

(1) 広域的实施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

(2) 事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

(3) 職員、財源に係る措置の在り方について

移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる。

また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保することとし、ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合には、税源移譲についても検討する。

(4) スケジュールについて

平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(1) 直轄道路

一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間であっても、国と都道府県・指定都市との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る道路を国と都道府県・指定都市の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、広域的に移動する道路利用者の視点に留意するとともに、関係市町村長の意見を聴く。

(2) 直轄河川

一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間であっても、国と都道府県との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る河川を国と都道府県の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、河川管理は国民の生命・財産に影響を与えかねないものであることに留意し、住民の生命・財産の保護の責務を有する流域の関係市町村長の意見を聴く。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対

策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所（ハローワーク）について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

3 2以外の事務・権限については、1の体制が整うまでの間であっても、地方自治体の意見・要望を踏まえ、事務・権限の移譲を積極的に行う。

(1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については都道府県に移譲する。そのうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け（以下「自己仕分け」という。）において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A－a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成23年6月末までに整理する。

(2) 複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的実施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「A－b」又は「B」とされたもの等）については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的に移譲を進めることとし、これらの移譲を円滑に進めるため、地方自治体からの相談窓口を設ける等所要の体制の整備等を行う。

(3) (1) 及び (2) を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

4 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化を行う。

5 財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方自治体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり、進める。

(1) 財源の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(2) 人員の移管等の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）

「自己仕分け」結果の概要（地方厚生局）

機関名	地方厚生（支）局（厚生労働省）
基本的な考え方	○麻薬等取締など国民の生命・生活に重大な影響を与える業務や現在大きな見直しを行っている制度に関わる業務を除き、「地方が移譲を希望している業務は地方に移譲する」の原則のとおりに対応する。 ※地方で責任を持って適切に実施可能な場合に限る。
結果の概要 主な事例 等	<p>【地方へ移譲可能と仕分けした事務・権限】</p> <p>① 複数の都道府県にまたがる法人等の監督に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人、社会福祉法人、消費生活協同組合の監督など <p>② 既に同様又は類似の業務を都道府県で実施している業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行、指定医療機関（児童福祉法、母子保健法、生活保護法）の指定等、特定機能病院（高度な医療の提供や開発等を行う病院）の指導監督など <p>③ 養成施設の指定等に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種国家資格等（保健師、助産師など32種）及び各種都道府県知事資格等（調理師など4種）に関する養成施設の指定など <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び戦傷病者特別援護法に規定する指定医療機関の指定、介護保険・サービスに関する指導、国開設病院等の監督など <p>【国の事務として仕分けした事務・権限】</p> <p>① 国民の保健衛生に重大な影響を与える麻薬等に関する取締関係、食品の輸出入関係の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬等犯罪捜査に関する業務、麻薬営業者等の許可等、輸出水産食品関係施設等の監視指導、食品衛生法の登録検査機関の登録等、など <p>② 年金、医療保険は制度改革を踏まえて検討することとし、当面は国が実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業年金制度等（厚生年金基金及び確定拠出年金等）の運営に関する業務、健康保険組合等の指導監督、国民健康保険の保険者等の指導、保険医療機関等の指導監督等、など <p>③ 補助金の執行等については、一括交付金の議論の中で整理し、当面は国が実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核医療費、原爆被爆者手当交付金など
備考	

出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の3課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百かゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

「アクション・プラン」の課題	取組状況
出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲	来年の通常国会への法案提出に向け最大限努力。

「アクション・プラン」の課題	今後の取組方針
直轄道路・直轄河川	直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。
ハローワーク	知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。 同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。
共通課題（その他の一都道府県内完結事務）	各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める3事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 3事務については、知事会が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。

基礎自治体への権限移譲(厚生労働省関係)に係る検討結果について

内閣府
厚生労働省

- ・ 地域主権戦略大綱では、第1次勧告に掲げた事務のうち、項目ベースで7割を超える移譲を決定。
- ・ このほか、厚生労働省関係項目については、「基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの」と整理。
- ・ これらの項目についての検討結果は、次のとおり。

大綱に従い移譲するもの

項 目 (移譲先:すべての市)	具 体 的 措 置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種社会福祉事業の届出受理等 (隣保事業) ・ 専用水道の給水開始の届出受理等 	すべての市まで移譲

なお、下記の項目については、引き続き検討することとする。

項 目 (移譲先:すべての市)	具 体 的 措 置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、児童館、認可外保育施設の設置認可等 ・ 母子生活支援施設・助産施設の設置認可等 (※) ・ 第一種社会福祉事業の許可等(放課後児童健全育成事業) <p>(※ 移譲先: 特例市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域主権改革の推進の観点から、幼保一体化を含む子ども・子育て新システム全体について検討する中で、移譲について、その実現に向け、引き続き検討し、平成23年通常国会で行う新システムの構築に係る法改正までに、子ども・子育て新システム検討会議において「基礎自治体(市町村)の重視」の方向が示されたこと及び第1次勧告を踏まえつつ、結論を得る。 ・ 助産施設については、上記に合わせ、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者制度改革推進会議等における障害者福祉制度の見直しの検討を踏まえつつ、平成23年度中を目途に、平成24年通常国会に提出を目指す障害者総合福祉法(仮称)の検討と併せて、地域主権改革の推進の観点から、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種社会福祉事業の許可等(軽費老人ホーム、老人福祉センター) ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可等 ・ 有料老人ホーム設置の届出受理等 ・ 指定居宅サービス事業者等の指定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障審議会介護保険部会における介護保険制度の議論を受け、介護保険法及び老人福祉法改正までに地域主権改革の推進の観点から、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子・寡婦福祉資金の貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権譲渡・管理の具体的方法等の自治体から示された懸念について整理した上で、地域主権改革の推進の観点から、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。

(参考) 実態把握調査の概要 (全都道府県及び全市(但し指定都市及び中核市を除く)を対象)

- ・ 各項目について、全市のうち、約7~8割超の市が対応策(支援等)を講じることを前提として移譲可能と回答。
- ・ 一方、項目にもよるが、3割程度の市が「対応策を講じたとしても事務処理は困難」と回答。
- ・ 多くの都道府県が、権限の移譲及び市への支援に積極的な姿勢を示した。